

## 令和6年度第5回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年8月9日（金）午後1時30分 から 午後3時00分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（24人）

会	長	22番	水柿	重壽
委	員	1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		3番	永井	尚子
		4番	岩淵	進
		5番	坂入	進
		6番	齊藤	秀樹
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		13番	國府田	喜久男
		14番	高橋	修
		15番	栗島	和子
		16番	稲見	くに子
		17番	寺内	美雄
		18番	秋山	員宏
		19番	宮山	繁治
		20番	大林	富子
		21番	瀬端	洋
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

#### 4、議事日程

##### 1、開会

##### 2、議事録署名委員の指名

##### 3、議案

議案第 28号	農地法第3条の規定による許可について
議案第 29号	農地法第5条の規定による許可について
議案第 30号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第 31号	現況確認証明（非農地証明）について
議案第 32号	農地中間管理事業の促進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）
議案第 33号	農地中間管理事業の促進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）

##### 4、報告

報告第 20号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
報告第 21号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第 22号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第 23号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
報告第 24号	非農地判断について

##### 5、閉会

#### 5、農業委員会事務局職員

事務局長	早瀬 道生
農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	市村 進司
農地調整課庶務調整係 主任	板橋 淳也
農地調整課庶務調整係 主任	廣瀬 崇
農地調整課庶務調整係 主任	長津 恵美子

## 6、会議の概要

議長

それでは、只今より、令和6年度第5回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は、24名全員であります。よって、会議は成立いたします。会議書記に、農業委員会事務局の早瀬局長、中澤課長、市村補佐、板橋主任、廣瀬主任、長津主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。

次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、11番 須藤 栄一委員と12番 竹内 紀男委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に、指名いたします。

次に、日程第3 議案第28号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

廣瀬主任より説明させます。

廣瀬主任

議案第28号、農地法第3条の規定による許可について、令和6年8月9日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号1番から次のページの5番まで保留となります。

番号：6番、権利：所有権移転有償、所在：築地字向山、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：343㎡、譲渡人又は貸主：筑西市舟生 外2名、譲受人又は借主：筑西市寺上野、経営面積、渡人：16,400㎡、受人：7,945㎡、受人の労力総数及び稼働数：2、2。

7番から 6ページの17番まで保留となります。

7ページをお願いします。

18番、所有権移転有償、関本上字天神下、畑、畑、1,804㎡、筑西市関本上、筑西市関本上、3,795㎡、4,958㎡、3、1。

19番、所有権移転有償、松原字新堀、畑、畑、1,035㎡、筑西市東石田、筑西市吉田、3,687㎡、102,062㎡、3、1。

20番、所有権移転有償、井上字道白、畑、畑、1,333㎡、外1筆、合計2筆、合計面積 1,914㎡、筑西市嘉家佐和、筑西市井上、7,172㎡、5,037㎡、1、1。

21番、所有権移転有償、下高田字桧宮、田、田、1,102㎡、外1筆、合計2筆、合計面積 8,248㎡、水戸市上国井町、筑西市下高田、125,572㎡、41,827㎡、3、1。

次のページをお願いします。

2 2 番、所有権移転有償、桑山字拾貳番耕地、田、田、879 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,762 m<sup>2</sup>、水戸市上国井町、筑西市桑山、125,572 m<sup>2</sup>、60,445 m<sup>2</sup>、2、2。

2 3 番、使用貸借権、桑山字拾六番耕地、田、田、1,182 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 3,266 m<sup>2</sup>、筑西市桑山、筑西市二木成、60,445 m<sup>2</sup>、0 m<sup>2</sup>、1、1。

2 4 番は保留となります。

次のページをお願いします。

2 5 番、所有権移転無償、中館字上台、畑、畑、175 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 190 m<sup>2</sup>、筑西市中館、筑西市中館、1,057 m<sup>2</sup>、189 m<sup>2</sup>、1、1。

2 6 番、所有権移転有償、関本上字天照、田、田、1,042 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,561 m<sup>2</sup>、埼玉県川口市差間、筑西市関本肥土、519 m<sup>2</sup>、43,360 m<sup>2</sup>、4、2。

2 7 番、所有権移転無償、久地楽字森小塚、田、田、920 m<sup>2</sup>、筑西市久地楽、筑西市久地楽、9,485 m<sup>2</sup>、10,360 m<sup>2</sup>、2、2。

2 8 番、所有権移転無償、久地楽字森小塚、田、田、875 m<sup>2</sup>、筑西市久地楽、筑西市久地楽、875 m<sup>2</sup>、10,360 m<sup>2</sup>、2、2。

次のページをお願いします。

2 9 番、所有権移転有償、西方字源谷久保、畑、畑、223 m<sup>2</sup>、筑西市西方、筑西市西方、4,579 m<sup>2</sup>、699,536.91 m<sup>2</sup>、4、4。

3 0 番、所有権移転有償、西方字源谷久保、畑、畑、477 m<sup>2</sup>、筑西市西方、筑西市西方、1,306 m<sup>2</sup>、699,536.91 m<sup>2</sup>、4、4。

3 1 番、所有権移転有償、山王堂字屋敷北、畑、畑、940 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,349 m<sup>2</sup>、筑西市中根、桜川市真壁町東山田、19,178 m<sup>2</sup>、1,231 m<sup>2</sup>、1、1。

次のページをお願いします。

3 2 番、所有権移転有償、中館字曲松、畑、畑、3.31 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 180.31 m<sup>2</sup>、埼玉県越谷市蒲生寿町、筑西市中館、1,773.31 m<sup>2</sup>、189 m<sup>2</sup>、2、2。

3 3 番、所有権移転有償、井上字二本木、畑、畑、553 m<sup>2</sup>、茨城県つくば市竹園、外 1 名、筑西市井上、553 m<sup>2</sup>、5,037 m<sup>2</sup>、1、1。

以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

調査委員の報告を、受付番号 6 番からお願いします。

寺内美雄  
委員

1 7 番、寺内が報告をいたします。

私の方から、6 番、それから 1 9 番、それと 3 1 番、この 3 件について報告をいたします。

先月の29日に市役所明野支所において申請書類の確認と、それから現地の確認を行いました。

まず6番ですが、渡人となっている3名は兄弟であります。

もともと母親と長男がこの畑を管理していたわけですが、どちらも亡くなって、今回その3人で相続をしたとのことでした。

それぞれが遠くにいるものですから困っていたところ、耕作もできないということだったのですが、たまたま知人の紹介で受人を紹介してもらい、それで買ってもらうということになったとのことでした。

次19番ですが、これは渡人の母親と受人の父親との間で、もともと利用権を設定して、受人の父親が耕作をしていたものです。

今回、渡人の母親が亡くなって、この渡人が相続をしたものですから、実際住んでいるところと、畑とが遠いということで、それでは、もともと作ってもらっていた受人に買ってもらうということになって、今回買ってもらうということになったそうです。

受人は、地区でも有数の担い手農家です。

それから31番ですが、渡人はこれまでこの畑で麦なんかを作っていたのですが、なかなかいいものができなくて、もう最近では、荒らしておくわけにもいかないということで、トラクターで耕っているだけの状態だったようです。

受人はですね、隣の桜川市でサツマイモを中心に耕作をしています。桜川市とつくば市に農地があって、そちらでやっているということでした。

これも知人の紹介で、たまたま受人が面積をふやしたいということで、紹介があって、買ってもらうということになったとのことでした。

受人は、現在サツマイモの耕作しており、将来は加工もやりたいというふうに話しておりました。

以上3件ですが、いずれも許可相当かと思われそうですが、皆さんのさらなるご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長

18番お願いします。

栗島菊雄  
委員

10番栗島です。

18番と26番の議案を報告いたします。

まず、18番について、渡人と受人は、分家・本家の関係で、渡人のこの土地では以前梨をやっていて、他の人に貸しとして作っていたのですが、返されちゃって、どうしようもないってということで、今は梨の木を抜いて更地にして、受人が住んでいる土地のすぐ前になるんですね。

受人が譲ってもらって野菜を作りたいということで話をして、その話がまとまり、今回の申請になりました。

それと今度、26番ですが、やはり26番も渡人と受人は分家・本家の関係

で、今回は受人の方が本家で、渡人の方の申請者の親が分家して、土地も一緒にその当時いただいたものなのですが、親が亡くなり、渡人がここに記載しているように、地元に住んでないので、管理ができないってということで、もともと本家のものなので、有償なんだけど返すような形で今回の申請があったそうです。

書類にも不備はないことでもありますので、問題ないかと思っております。

さらなる皆様方のご審議お願いします。

以上です。

議 長

20番お願いします。

齊藤一弥  
委員

8番齊藤です。

20番と33番を報告します。

7月30日に関城支所におきまして書類審査並びに現地調査を行いました。

その後、渡人・受人に電話をいたしました。受人は電話に出たんですが、渡人は、20番・33番とも、電話連絡が付きませんでした。

今回、この売買になった理由ですが、この今回出ている2件、20番と33番の土地に、外国人が所有するような計画が持ち上がったそうです。

外国人、その人は自動車関係の仕事を、通称ヤードという感じだと思われませんが、受け人の近くの畑だったものですから、そういうものがあるとあまりよろしくはないんじゃないかということで、受人が渡人にこの畑の売買を持ちかけたそうです。

20番と33番の渡人は、苗字が同じだと思うんですが、相続で受け継いだ土地だそうです。

連絡をしたところ、その売買で結構ですということになったそうです。

許可相当と思われませんが、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

21番お願いします。

高島敏男  
委員

2番高島です。

No.21番、25番、29番、30番、32番の5件の報告をいたします。

これらに関しては、先月の30日に書類審査をいたしました。

最初に、No.21の土地の異動ですが、受人は規模拡大を考え、相手は農林振興公社ということですので問題ないと思っております。

続いて、No.25ですが、渡人・受人は他人であります。今現在は兄弟付き合いをしているそうです。

受人の方が、2畝の土地を持って野菜を作っているのですが、ちょっと土地が少ないということで話したところを譲ってくれるということで、快く2畝を譲ってくれることになったようです。

それから、No.29と30ですが、受人は同一の人であって大規模経営をしています。

また渡人の2人の土地は小さくて耕作しづらいところだそうなんです。受人の土地の隣接のため、2人で話して、受人の方に話したところ、購入してもいいですよということになったので、手放しましたっていうことでした。

それから、No.3 2番の渡人は、さいたまに住んでいまして、遠くで管理ができないということで、受人に話したそうです。

受人は、自分の畑に野菜を作っていますが、小さいため、渡人に話したところ、快くやっぱり受け入れてくれたので、返事をいただきましたとのことでした。

書類にも不備がなく、案件5件はすべて許可相当と思いますが、さらなる皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長

2 2番お願いします。

蓮沼俊男  
委員

2 3番蓮沼が報告します。

2 2番と2 3番を報告します。

7月の29日に書類審査をいたしまして、2 2番については、受人の方に電話をいたしました。

受人の方は地域を代表する篤農家っていいですかね、規模拡大をしながら、立派に経営している方々で、振興公社との売買でありまして、問題なかろうかと思われます。

2 3番ですけど、2 3番の渡人と受人は親子でありまして、この受人の方が、4年ほど前から、受人である父のところの農業経営を手伝うようになりまして、今回農家住宅を建てたいということで、そのためには、親子でこの使用貸借権を設定して農家住宅を建てたいということで、今回申請になりました。

2件とも、許可相当と思われますが、皆様のさらなる審議をよろしく願いいたします。

議長

2 7番お願いします。

稲見  
くに子  
委員

1 6番稲見です。

2 7番・2 8番は、同一世帯ですので一緒に報告します。

7月29日に書類審査を行い、後日電話確認をしました。

2 7番・2 8番の渡人と受人は親子となります。

渡人が高齢となったため、受人である息子さんに贈与するとのことでした。

署名に不備もなく、許可相当かと思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第28号 受付番号6番及び18番から23番及び25番から33番を採決いたします。

議案第28号 受付番号6番及び18番から23番及び25番から33番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員。よって議案第28号 受付番号6番及び18番から23番及び25番から33番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第29号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

板橋主任より説明させます。

板橋主任

それでは説明いたします。

議案書の12ページをお願いいたします。

議案第29号、農地法第5条の規定による許可について、令和6年8月9日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号1番は保留となります。

番号2番、権利：所有権移転有償、所在：布川字布川、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：44 m<sup>2</sup>、譲渡人又は貸主：結城市大字小森、譲受人又は借主：福岡県福岡市博多区博多駅東、転用事由：太陽光発電設備。

申請地は、県道船玉川島停車場線の東側約1.1km、県道筑西三和線の西側約950mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。

通常第1種農地での太陽光発電施設を目的とした農地転用は認められませんが、本件計画は隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、事業区域に占める第1種農地の割合が3分の1を超えない計画のため、第1種農地の不許可の例外に該当します。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。今般、安定し

た売電収入を確保するのにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。

3番から8番は保留となります。

続いて15ページをお願いします。

9番、所有権移転有償、飯島字八十島、畑、畑、312㎡、外1筆、合計2筆、合計面積337㎡、横浜市港北区日吉本町、外1名、筑西市飯島、貸資材置場。

申請地は、市立下館西中学校の東側約250m、JR水戸線玉戸駅の北側約800mに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で建設業を営む法人の役員です。今般、法人で使用する資材置場が不足したことから申請するものです。

次のページをお願いします。

10番、所有権移転無償、玉戸字前谷、畑、畑、499㎡、筑西市西方、埼玉県川口市大字安行吉蔵、自己住宅。

申請地は、県立下館工業高校の北側約900m、国道50号線の南側約660mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在市外の借家にて生活しておりますが、子が生まれ手狭になったことから新たに自己住宅の建築を計画し申請するものです。

11番、所有権移転有償、藤ヶ谷字谷中、畑、畑、448㎡、筑西市井上、下妻市下妻乙、自己住宅。

申請地は、市立関城東小学校の西側約700m、市立関城中学校の東側約650mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在市外の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから新たに自己住宅の建築を計画し申請するものです。

12番、使用貸借権、蓬田字東原、山林、畑、301㎡、筑西市蓬田、筑西市茂田、自己住宅。

申請地は、市立小栗小学校の東側約2km、県道岩瀬二宮線の北側約220mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから新たに自己住宅の建築を計画し申請するものです。

次のページをお願いします。

13番、賃貸借権、向上野字角堂前、畑、畑、989㎡、筑西市向上野、筑西市向上野、資材置場。

申請地は、県道赤浜谷田部線の東側約760m、市立上野小学校跡の南側約1.3kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます

申請者は、申請地付近で製造業を営む法人です。今般、事業拡張に伴い資材置場が不足したため新たに確保すべく申請するものです。

14番は保留となります。

15番、使用貸借権、折本字中山、畑、田、1,002 m<sup>2</sup>のうち243 m<sup>2</sup>、筑西市折本、東京都千代田区神田須田町、一時転用、工事車両通行路。

申請地は、真岡鉄道真岡線折本駅の北東側約400m、市立中小学校の北側約420mに位置する500m以内に鉄道の駅のある第2種農地です。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。現在申請地に隣接する土地において太陽光発電施設を設置する計画があり、工事のための進入路として、一時転用を計画するものです。

次のページをお願いします。

16番、所有権移転有償、折本字中山、畑、畑、991 m<sup>2</sup>、筑西市折本、東京都千代田区神田須田町、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鉄道真岡線折本駅の北東側約400m、市立中小学校の北側約420mに位置する500m以内に鉄道の駅のある第2種農地です。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保するにあたり、申請地が適地と判断し申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

17番、所有権移転有償、中館字曲松、畑、畑、971 m<sup>2</sup>、筑西市折本、東京都千代田区神田須田町、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鉄道真岡線折本駅の南東側約400m、国道294号線の東側約300mに位置する500m以内に鉄道の駅のある第2種農地です。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保するにあたり、申請地が適地と判断し申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

18番、所有権移転有償、関本分中字花ノ木、畑、宅地、338 m<sup>2</sup>、外3筆、合計4筆、合計面積2,634.78 m<sup>2</sup>、筑西市関本下、外2名、筑西市関本中、資材置場。

申請地は、県道筑西三和線の北側約600m、市立関城西小学校の西側約1kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は申請地付近で運送業を行う法人です。今般、事業拡張に伴い資材置場が不足したことから新たに確保すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

19番、所有権移転有償、嘉家佐和字干仮台、畑、畑、394 m<sup>2</sup>、筑西市市野辺、筑西市嘉家佐和、車両置場。

申請地は、国道294号線の西側約570m、関東鉄道常総線黒子駅の北側約1.7

k mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で中古自動車販売業を営む法人です。今般、事業拡張に伴い資材置場が不足したため新たに確保すべく申請するものです。

20番、所有権移転有償、玉戸字西原、畑、畑、1,008 m<sup>2</sup>、筑西市玉戸、筑西市成田、資材置場。

申請地は、国道50号線の北側約260m、JR水戸線玉戸駅の東側約880mに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。

申請者は市内で不動産業を営む法人です。今般、事業拡張に伴い資材置場が不足したため新たに確保すべく申請するものです。

以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号2番から、調査委員の報告をお願いします。

高橋 修  
委員

14番高橋です。

2番と19番について報告いたします。

まず2番についてですが、7月30日に書類審査及び現地確認を実施しました。

受人と渡人の方に、それぞれ電話連絡をしましたところ、申請書のとおり、間違いなく、渡人は、すでに設置してあります太陽光発電設備の隣接地であり、半端な状況の土地で使いようがないために譲渡したとのことでございます。

受人も電話連絡しましたところ、太陽光発電設置を予定するというところでございます。

続いて19番についてですが、同じく、7月30日、書類審査及び現地確認を実施しました。

受人と渡人の方にそれぞれ電話連絡と訪問をして確認したところ、申請書のとおり間違いのないとのことでございました。

2番、19番、どちらも書類に不備もなく、それぞれ許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議長

9番をお願いします。

宮山 繁治  
委員

19番、宮山です。ご報告します。

第5条9番についての売買の件ではありますが、先月30日に、書類と現地の調査をしております。

その後、渡人、受人、3名につきまして確認を取っております。

現地はですね、今耕作放棄地のような状況になっておりまして、今後受人の方が資材置き場として、近隣にありますので、利用するというようなものであります。

許可相当と思われませんが、皆様方のさらなるご審議をお願いします。  
以上です。

議長

10番をお願いします。

中澤保  
委員

9番中澤です。

10番及び20番について報告いたします。

まず10番ですが、7月30日に書類審査及び現地確認をいたしました。

後日、渡人・受人に電話連絡をいたしましたところ、申請書類どおり間違いないという返答でした。

書類にも不備もなく許可相当と判断されますが、皆様をさらなるご審議をお願いいたします。

続いて20番について報告いたします。

同じく7月30日に書類審査及び現地確認を実施いたしました。

後日、渡人・受人に連絡いたしまして、申請どおり間違いないということでした。

書類に不備もなく許可相当と判断いたしましたが、皆様のさらなるご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長

11番をお願いします。

齊藤一弥  
委員

8番の齊藤です。

7月30日に関城支所におきまして、書類審査及び現地調査を行いました。

その後、渡人・受人に電話を連絡いたしましたが、受人とは電話は繋がりませんでした。

渡人は地元で建築業を営んでいる方です。

そこに売買で家を建てる、自己住宅を建てるような契約が成立したので、申請をしたということです。

許可相当と思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

12番をお願いします。

秋山員宏  
委員

18番秋山が報告いたします。12番の使用貸借権ですが、7月29日に協和地区委員全員で現地を調査いたしました。受人と渡人は親子関係であります。渡人には直接会って話をしました。受人には後日電話で確認をいたしました。両者から内容に間違いないとの返事をもらいました。許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長

13番をお願いします。

寺内美雄  
委員

17番寺内が報告いたします。  
これ賃貸借の案件になります。  
先月の29日に、書類の確認とそれから現地を見て参りました。  
その後ですね、双方に電話にて確認をしたところ、まず貸し人の方ですが、もともとは栗畑だったんだそうです。  
我々がその現地を見に行ったときには、もう綺麗になっておりました。  
栗の木が抜かれて綺麗になっていたところですよ。  
それから、借り人はですね、貸し人の近所でコンクリート製品の製造を行っております。  
コンクリート製品はどのようなものを作っているんですかと聞いたら、道路に設置する植木鉢だそうなんですけども、結構大きなものなので、その資材置き場として貸してもらったことになったということでした。  
盗まれるものじゃないのかなっていうふうに聞いたところ、盗めるようなそんな小さいものではないので大丈夫だということでした。  
ここの場所なんですけど、周りに山があって、こんなところに置いていいのかなというところだったんですけども、一応確認のために聞きました。  
双方に話を聞いたところ、許可相当かと思われんですけども、皆さんのさらなるご審議のほどお願いをいたします。  
以上です。

議長

15番お願いします。

永井尚子  
委員

3番永井がご報告いたします。  
15、16、17と報告させていただきます。  
7月30日に書類審査及び現地調査を行いました。  
その後、電話により双方に取引の内容を確認いたしました。  
15番は、16番の太陽光発電の工事のための通路として一時転用だそうでございます。  
15、16、17の受人は同じ会社でございます。  
確認したところ3件の内容に間違いはないとのことでございます。  
また、15番と17番の渡人も同一人でございます、やはり確認したところ内容に間違いはないとのことですよ。  
同じく16番の渡人にも確認いたしました。内容に間違いはないとのことでした。  
この申請の内容に問題はないと思われそうですが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。  
以上です。

議長

18番お願いします。

栗島和子  
委員

15番の栗島です。  
18番についてご報告いたします。

先月の30日に、書類審査並びに現地調査がありました。  
後日、渡人の方それぞれに、また、受人の方に電話で確認しました。  
現在、運送業を手広く営んでいる会社ですが、新たに資材置き場と駐車場を  
拡張すべく申請するものです。  
さらなる皆様のご審議をよろしく願いいたします。  
以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いた  
します。

議案第29号 受付番号2番、9番から13番、及び15番から20番を採  
決いたします。

議案第29号 受付番号2番、9番から13番、及び15番から20番につ  
いては、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク  
機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可するこ  
とに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員。よって議案第29号 受付番号2番、9番から13番、及び15  
番から20番は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はない  
ものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第30号 「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申  
請について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 板橋主任より説明させます。

板橋主任 それでは説明いたします。議案書の20ページをお願いします。  
議案第30号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請(一時転  
用)について、令和6年8月9日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。  
次のページをお願いします。

番号1番、権利：賃貸借権、所在：関本分中字前浜、登記地目：畑、現況地目：  
その他、面積：211㎡、外24筆、合計25筆、合計面積16,659㎡、譲渡人又は

貸主：筑西市関本上、外 19 名、譲受人又は借主、神奈川県平塚市夕陽ヶ丘、一時転用、転用事由：砂利洗浄場、許可日から令和 9 年 6 月 17 日まで。

申請地は、県道筑西三和線の北西側約 20m、県道結城下妻線の西南西側約 900 mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。

申請人は、神奈川県平塚市に本店を置き、栃木県小山市で砂利採取を行う法人です。

現在、申請地を砂利の選別用地として使用しており、引き続き土地を使用し、一時転用の期間延長として申請するものです。

24 ページをお願いします。

2 番、賃貸借権、関本中字藤ノ木、田、雑種地、1,755 m<sup>2</sup>、外 13 筆、合計 14 筆、合計面積 11,758 m<sup>2</sup>、筑西市関本上中、外 10 名、神奈川県平塚市夕陽ヶ丘、一時転用、表土置場及び製品・原石置場、許可日から令和 9 年 6 月 17 日まで。

申請地は、県道筑西三和線の北西側約 20m、県道結城下妻線の西南西側約 900 mに位置する、農振農用地区域内の農地です。

申請人は、神奈川県平塚市に本店を置き、栃木県小山市で砂利採取を行う法人です。

現在、申請地を発生した表土、原石及び製品をストックするための敷地として使用しており、一時転用の期間延長として申請するものです。

なお、本議案は 1 番 2 番共に 30a を超える事業計画変更ですが、区域や目的の変更を伴うものではなく、期間の延長のみであるため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取は特別もとめるものではないことを茨城県に確認しております。

以上です。

議長

事務局より説明がありました。  
受付番号 1 番から調査員の報告をお願いいたします。

栗島菊雄  
委員

10 番栗島です。

1 番と 2 番の議案を報告いたします。

この件は以前にも、議案書として上がってきたものなのですが、譲り渡し人の相続の不備がありましたので、保留になっていた件でございます。

今回何人かの相続が完了しましたので、新たに議案書を提出っていうことになりました。

事務局の説明どおり、賃貸借、一時転用ということで、理由は、1 番は砂利洗浄場、2 番は表土置場と原石の置場ということで。もう現在地でこの事業を何十年もやっている会社なんですね。

別に地元とのトラブルも一切ないってということで、私も確認しております。

許可相当と思われませんが皆様のさらなるご審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願いします。
委員	「異議なし」
議長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第30号 受付番号1番から2番を採決いたします。 議案第30号 受付番号1番から2番は30aを超える農地転用事案となりますが、許可後の事業計画の変更のみであるため、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。  (挙手全員)
議長	挙手全員。よって、議案第30号 受付番号1番から2番は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。  次に、議案第31号 「現況確認証明(非農地証明)について」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	引き続き板橋主任の方からの説明となります。
板橋主任	それでは説明いたします。 議案書の26ページをお願いいたします。 議案第31号、現況確認証明(非農地証明)について、令和6年8月9日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。 次のページをお願いします。  番号1番、所在：野田字野田前、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：13㎡、判定地目：宅地、現況：住宅敷地、所有者：神奈川県川崎市中原区新丸子町。 申請地は、市立嘉田生崎小学校の西側約800m、国道294号線の東側約500mに位置する土地です。 平成15年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。  2番、桑山字拾六番耕地、畑、山林、606㎡、山林原野、山林、筑西市桑山 申請地は、県道石岡筑西線の南側約500m、市立古里小学校の南西側約1.5kmに位置する土地です。 平成10年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されて

おります。

3番、蓬田字東原、山林、宅地、364 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積375 m<sup>2</sup>、宅地、住宅敷地、筑西市蓬田、こちらは農地台帳の地目が畑の土地でございます。

申請地は、市立小栗小学校の東側約2km、県道岩瀬二宮線の北側約220mに位置する土地です。

平成10年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

4番、桑山字拾参番耕地、山林、山林、823 m<sup>2</sup>、山林原野、山林、千葉県富津市湊、こちらは農地台帳の地目が畑の土地でございます

申請地は、県道石岡筑西線の北側約1.3km、市立古里小学校の北西側約1kmに位置する土地です。

平成13年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

次のページをお願いします。

5番、舟生字上宿、畑、宅地、97 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積194 m<sup>2</sup>、宅地、住宅敷地、筑西市舟生、こちらの2筆目の土地は山林、宅地とありますが、農地台帳の地目が畑の土地でございます。

申請地は、県道結城下妻線の東側約800m、市立関城西小学校の北側約800mに位置する土地です。

平成15年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

6番、海老江字宅内、田、宅地、24 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積51 m<sup>2</sup>、宅地、住宅敷地、筑西市海老江。

申請地は、県道明野間々田線の南側約250m、市立鳥羽小学校跡の北西側約850mに位置する土地です。

平成15年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

7番、徳持字浦、田、宅地、97 m<sup>2</sup>、宅地、店舗敷地、筑西市榎生一丁目。

申請地は、県道筑西つくば線沿い、西部メディカルセンターの西側約900mに位置する土地です。

平成13年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

8番、中館字曲松、畑、宅地、214 m<sup>2</sup>、宅地、進入路、筑西市谷部。

申請地は、国道294号線の東側約280m、市立中小学校の南側約200mに位置

する土地です。

平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

次のページをお願いします。

9 番、中館字曲松、畑、宅地、81 m<sup>2</sup>、宅地、住宅敷地、埼玉県越谷市蒲生寿町。

申請地は、国道 294 号線の東側約 280m、市立中小学校の南側約 150m に位置する土地です。

平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、受付番号 1 番から調査委員の報告をお願いします。

坂入 進  
委員

5 番坂入です。

非農地証明について、1 番と 7 番を報告いたします。

1 番につきましては、20 年以上、以前より住宅の入口として使用していましたが、登記地目が畑となっており、今回宅地として申請されたものです。

7 番につきましては、敷地の 90%以上が宅地となっており、今回利用目的が店舗敷地であるため、今回の申請になったというようなことでございます。

いずれも、先月の 30 日に書類審査並びに現地確認を行い、不備のないことを確認いたしました。さらなる皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

2 番をお願いします。

蓮沼俊男  
委員

2 3 番、蓮沼が報告します。

2 番と 4 番を報告いたします。

先月 29 日に書類審査をいたしまして、その後協和地区全員の委員さんで、現地を確認して参りました。

まず 2 番ですけど、山林という形で申請がありますけど、行ったときはだいたい木の伐採が進みまして、一部はまだ残ってました。

備考欄に平成 10 年とありましたけど、30 年以上の結構大木のだいぶ立派な木の根っこがあつて、畑に戻すというのは困難であるというふうに確認して参りました。

4 番ですけど、4 番も同じく、大木ではないんですけど、畑に戻すのには到底困難な状況を確認して参りましたので、2 件いずれとも、非農地証明の発行は可能かと思われま。

さらなる皆様のご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

議 長

3 番お願いします。

秋山員宏  
委員

1 8 番秋山が報告をいたします。

先月の 29 日に協和地区の農業委員・推進委員全員で、書類の審査及び現地確認をして参りました。

書類、また現況を見ましても、20 年以上経過しているということで間違いありませんので、非農地証明の発行は可能かと思えます。

さらなる皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長

5 番お願いします。

竹内紀男  
委員

1 2 番竹内です。

5 番について報告いたします。

7 月 30 日に書類審査及び現地確認を行いました。

本人に連絡をしたところ、申請どおり間違いはないということでした。

書類の不備なく許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議 長

6 番お願いします。

寺内美雄  
委員

1 7 番寺内が報告いたします。

6 番についてですが、先月 29 日に書類を確認し、さらにその後、現地へ赴き本人と面談して参りました。

見たところ、もう全く住宅敷地の一部となっており、期間も 20 年以上経過しており、それから写真もあることから、非農地証明の発行については可能かと思われまます。

さらなる皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長

8 番お願いします。

新井英雄  
委員

2 4 番の新井です。

私から 8 番と 9 番について報告いたします。

8 番と 9 番は場所が近くて、8 番が進入路、9 番が住宅敷地ってことです。

先月 30 日、書類審査及び現地確認いたしました。

申請上、書類に不備もなく、許可相当と判断いたします。

皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。  
議案第31号 受付番号1番から9番を採決いたします。  
議案第31号 受付番号1番から9番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

議長 挙手全員。よって議案第31号 受付番号1番から9番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第32号 「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」を上程いたします。

なお、7番議席 赤城委員、10番議席 栗島菊雄委員、15番議席 栗島和子委員は関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。

午後2時38分 除斥

議長 それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 ここからは、市村補佐からの説明となります。

市村補佐 議案書の30ページをお願いいたします。議案第32号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」令和6年8月9日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

31ページの農用地利用集積等促進計画（案）総括表をご覧ください。  
農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。今回、農地中間管理機構を介した農地の貸付につきましては、契約が新規のものは令和6年10月1日、更新のものは令和6年12月1日がそれぞれ契約開始日でございます。総括表につきましては、合計欄のみの朗読といたします。まず新規ですが、契約が3年以上6年未

満のものにつきましては、2筆、2,917㎡。10年以上のものにつきましては、86筆、144,914㎡。合計88筆、147,831㎡です。続いて更新ですが、10年以上のものが75筆、174,565㎡です。明細につきましては、32ページから38ページのとおりです。詳細については、省略させていただきます。以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 只今、事務局より説明がありました。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第32号を採決いたします。

議案第32号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」を賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

議長 挙手全員。よって、議案第32号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」を決定することに、決しました。

ここで、7番議席・赤城委員、10番議席・栗島菊雄委員、15番議席・栗島和子委員の除斥を解きます。

午後2時43分 解除

議長 次に、議案第33号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を上程いたします。

なお、2番議席・高島敏男委員は関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。

午後2時44分 除斥

議長 それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 引き続き市村補佐からの説明となります。

市村補佐 議案書の39ページをお願いいたします。議案第33号、農地中間管理事業の

推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）、令和6年8月9日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

40 ページの農用地利用集積等促進計画（案）総括表をご覧ください。農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。今回、農地中間管理機構を介した農地の貸付につきましては令和6年10月1日が契約開始日でございます。総括表につきましては、合計欄のみの朗読といたします。契約が3年未満のものにつきましては、10筆、23,153㎡。3年以上6年未満につきましては、26筆、28,050㎡。6年以上10年未満は、27筆、41,369㎡。合計63筆、92,572㎡です。明細につきましては、41ページから43ページのとおりです。詳細については、省略させていただきます。以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 只今、事務局より説明がありました。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第33号を採決いたします。

議案第33号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

議長 挙手全員。よって、議案第33号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を決定することに、決しました。

ここで、2番議席・高島敏男委員の除斥を解きます。

午後2時47分 解除

議長 次に、日程第4 報告第20号から第24号を、事務局より説明願います。

事務局長 市村補佐より説明させます。

市村補佐 報告第20号から報告第24号までを一括してご説明させていただきます。初めに44ページをお願いいたします。

報告第20号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、令和6年8月9日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出件数は4件でございます。

これは公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理機構が農地売買等の特例事業により農地の権利を取得する所有権移転で、届出受理の専決処理を行ったものがございます。

次に46ページをお願いいたします。

報告第21号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、令和6年8月9日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出件数は1件でございます。

これは市街化区域内における農地転用で、賃貸住宅1件の届出受理の専決処理を行ったものがございます。

次に48ページをお願いいたします。

報告第22号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、令和6年8月9日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出件数は5件でございます。

これは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、自己住宅2件、貸家住宅1件、駐車場2件の専決処理を行ったものがございます。

次に51ページをお願いいたします。

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和6年8月9日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

52ページから58ページにかけまして合意解約の通知のありました件数、10件でございます。

詳細の説明は省略させていただきます。

次に59ページをお願いいたします

報告第24号 非農地判断について、

令和6年8月9日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

こちらは、遊休農地等調査において再生利用が困難な農地について農地としては該当しないとみなし、非農地判断を行ったものがございます。

先に行われました現地調査の際に、委員の皆様にご確認いただいております。

なお、非農地判断された農地につきましては、事務局から地権者、法務局のほか本市関係各課に通知を发出いたします。

議 長

報告第20号から報告第24号までの説明は以上でございます。  
よろしくお願いたします。

只今、事務局より報告がありました。  
報告第20号から第24号につきましては、報告でございますので、ご了承  
願います。

以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和6年度第5回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたし  
ます。

委員のみなさま、長時間にわたるご審議、大変お疲れ様でした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員  
とともに署名する。

令和6年8月9日

議 長

署名委員

署名委員